

医学教育分野別評価
追加審査評価報告書（確定版）

受審大学名 大阪市立大学医学部医学科
評価実施年度 2020 年度
作成日 2021 年 5 月 20 日

一般社団法人 日本医学教育評価機構

はじめに

大阪市立大学医学部医学科は 2017 年度に医学教育分野別評価基準日本版 Ver. 2.11 をもとに 1 巡目の分野別評価を受審している。評価においては、2017 年 6 月に提出された自己点検評価報告書を精査した後、2017 年 9 月 11 日～9 月 15 日にかけて実地調査を実施し、認定結果は期限付認定であった。

2020 年 8 月に医学教育分野別評価基準日本版 Ver. 2.11 に基づいた改善報告書の提出があり、追加審査を実施した。追加審査は利益相反のない 3 名の評価員によって行った。評価においては、改善報告書を精査し、質問事項を受審大学へ送付した。その後、2020 年度のコロナ禍の状況を鑑み実地検証（ヒヤリング）を 2020 年 10 月 7 日にオンライン形式にて実施した。

評価報告書（確定版）に記載された「改善のための助言/示唆」に対して大阪市立大学医学部医学科が行った改善の内容や進捗状況を踏まえ、ここに追加審査評価報告書を提出する。

なお、医学教育分野別評価は、医学教育分野別評価基準日本版に基づいて、実地調査・実地検証までに受審大学が実施している内容を確認し、行っている。その目的は、大学の多様性を活かし、継続的な改良が行われることにある。追加審査評価報告書では、評価基準に照らし合わせて改善活動における特色や課題を「追加審査におけるコメント」として記載した。また、評価基準をもとに受審大学が今後の教育活動を行っていくにあたり、重点的に対応すべき項目の目安となるよう、判定を掲載した。判定が「適合」であっても、今後のさらなる向上を促すために指摘すべき事項がある場合は「追加審査におけるコメント」において改善のための助言や示唆を記載している。判定の「部分的適合」は、受審大学において今後のさらなる継続的な改善が特に求められる項目である。認定後は、判定の結果に関わらず、受審大学の特色を発展させるための活動、および継続的な改善が求められる。

総評

大阪市立大学医学部医学科では、2017 年 9 月の医学教育分野別評価の結果を受け、コンピテンスを改訂し学修成果基盤型教育への転換を目指している、水平・垂直的統合教育の充実に向けた取組を開始している、臨床実習を外来型クリニカル・クラークシップ（CC）、ユニット型 CC、選択型 CC として充実を図っている、教育プログラムに関わる委員会組織を整備し、医学部 IR 室を設置してプログラム評価の体制を整えている、などの改善が確認された。

本追加審査評価報告書では、2017 年以降の改革実行と今後の改革計画を踏まえ、国際基準をもとに評価を行った結果を報告する。

評価は現在において実施されている教育について行った。大阪市立大学医学部医学科では 2017 年の医学教育分野別評価で提示された助言や示唆を受けとめて教育改革に取り組んできたことは評価できる。今後は医学部全体でこれらの改善をさらに進め、より質の高い教育プログラムを実践するよう、継続的な改良が期待される。

評価チーム

奈良 信雄

福島 統

吉岡 俊正

1. 使命と学修成果

1.1 使命 [基本的水準]
医学部は、 <ul style="list-style-type: none">• 学部の使命を明示しなくてはならない。(B 1.1.1)• 大学の構成者ならびに医療と保健に関わる分野の関係者にその使命を示さなくてはならない。(B 1.1.2)• その使命のなかで医師を養成する目的と教育指針として以下の内容の概略を定めなくてはならない。<ul style="list-style-type: none">• 学部教育としての専門的実践力(B 1.1.3)• 将来さまざまな医療の専門領域に進むための適切な基本(B 1.1.4)• 医師として定められた役割を担う能力(B 1.1.5)• 卒後の教育への準備(B 1.1.6)• 生涯学習への継続(B 1.1.7)• その使命に社会の保健・健康維持に対する要請、医療制度からの要請、およびその他の社会的責任が包含されなくてはならない。(B 1.1.8)
2017 年度の評価：適合
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none">・ 学部の使命としてディプロマ・ポリシーを掲げているが、その周知を図り、さらに学生、教員が学修成果（コンピテンス）と関連して理解するべきである。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none">・ 学部の使命としてのディプロマ・ポリシーが「医学部医学科教育要項」に明示されている。

1.2 大学の自律性および学部の自由度 [基本的水準]
<p>医学部は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員および管理運営者が責任を持って教育施策を構築し、実施することの組織自律性を持たなければならない。特に以下の内容を含まれなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ カリキュラムの作成(B 1.2.1) ・ カリキュラムを実施するために配分された資源の活用(B 1.2.2)
2017 年度の評価：適合
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none"> ・ カリキュラムの作成や資源の活用に関して学部の自由度を確保するためにも、医学部の教育組織のさらなる整備をするべきである。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・ カリキュラムの作成、実施等を自律的に行う組織として、カリキュラム策定委員会、カリキュラム評価委員会が整備されている。

1.2 大学の自律性および学部の自由度 [質的向上のための水準]
<p>医学部は、以下について教員ならびに学生の教育・研究の自由を保障すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行カリキュラムに関する検討(Q 1.2.1) ・ カリキュラムを過剰にしない範囲で、特定の教育科目の教育向上のために最新の研究結果を探索し、利用すること。(Q 1.2.2)
2017 年度の評価：適合
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの教員、学生に現行カリキュラムの検討への参加を促し、最新の医学教育学の研究結果を教育改革に利用することが望まれる。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員と学生が参加する教育分野 FD と、教員を対象にした FD-WS が開催され、教育改革が図られている。

1.3 学修成果 [基本的水準]

医学部は、

- 期待する学修成果を目標として定め、学生は卒業時にその達成を示さなければならない。それらの成果は、以下と関連しなくてはならない。
 - 卒前教育で達成すべき基本的知識・技能・態度 (B 1.3.1)
 - 将来にどの医学専門領域にも進むことができる適切な基本 (B 1.3.2)
 - 保健医療機関での将来的な役割 (B 1.3.3)
 - 卒後研修 (B 1.3.4)
 - 生涯学習への意識と学習技能 (B 1.3.5)
 - 地域医療からの要請、医療制度からの要請、そして社会的責任 (B 1.3.6)
- 学生が学生同士、教員、医療従事者、患者、そして家族を尊重し適切な行動をとることを確実に修得させなければならない。(B 1.3.7)
- 学修成果を周知しなくてはならない。(B 1.3.8)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための助言

- ・ 診療参加型臨床実習だけでなく、すべての教育課程において、コンピテンシーを定め、学生が学習の指針になるよう学年ごとのマイルストーンを明らかにし、さらに適切な評価法を用いて達成を確認する学修成果基盤型教育を確立すべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 学生が卒業時に達成しておくべき学修成果をコンピテンス、コンピテンシーとして定め、コンピテンスを「医学部医学科教育要項」に明示し、学修成果基盤型教育を目指している。

1.3 学修成果 [質的向上のための水準]
<p>医学部は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業時の学修成果と卒業後研修終了時の学修成果をそれぞれ明確にし、両者を関連づけるべきである。(Q 1.3.1) 医学研究に関して目指す学修成果を定めるべきである。(Q 1.3.2) 国際保健に関して目指す学修成果について注目すべきである。(Q 1.3.3)
2017 年度の評価：部分的適合
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> ディプロマ・ポリシーに掲げられている卒業時の学修成果と、附属病院を中心とする卒業後研修の学修成果を関連付けることが望まれる。
追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 卒業時の学修成果と臨床研修の到達目標の関連をシラバスに明示することが望まれる。

1.4 使命と成果策定への参画 [基本的水準]
<p>医学部は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 使命と目標とする学修成果の策定には、教育に関わる主要な構成者が参画しなければならない。(B 1.4.1)
2017 年度の評価：部分的適合
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none"> 教育に関わる主要な構成者を定義し、それらがすべて参画し使命や学修成果の作成や改定をすべきである。 学生の代表者を教育に関わる主要な構成者と認識すべきである。
追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 使命と学修成果を策定する際には、教職員、学生が実質的に参画すべきである。

1.4 使命と成果策定への参画 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取すべきである。(Q 1.4.1)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための示唆

- ・ 広い範囲の教育の関係者を定義し、それらが使命と学修成果の作成や改定に参画することが望まれる。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 使命と学修成果を策定する際には、患者代表、公共ならびに地域医療の代表者など、広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取することが望まれる。

2. 教育プログラム

2.1 プログラムの構成 [基本的水準]

医学部は、

- カリキュラムを定めなければならない。(B 2.1.1)
- 学生が自分の学習過程に責任を持てるように、学習意欲を刺激し、準備を促して、学生を支援するようなカリキュラムや教授方法/学習方法を採用しなければならない。(B 2.1.2)
- カリキュラムは平等の原則に基づいて提供されなければならない。(B 2.1.3)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための助言

- ・ 各分野の統合教育の充実、本格的な診療参加型臨床実習と段階的なパフォーマンス評価についてプログラムの構築を検討すべきである。
- ・ 学習者が、卒業時の目標に向かって、到達度を確認しながら学ぶことができるようにプログラムを明示すべきである。
- ・ 教育方略とマイルストーンとの関係をシラバスに明示すべきである。
- ・ アクティブラーニングを活用し、学生の学習意欲を刺激するべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 医学教育モデル・コア・カリキュラム、大阪市立大学医学部医学科コンピテンシ、臨床研修の到達目標を関連づけた教育プログラムになっている。
- ・ 学習意欲を刺激し、準備を促して、学生を支援するようなカリキュラムや教授方法/学習方法をさらに充実すべきである。

2.1 プログラムの構成 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 生涯学習につながるカリキュラムを設定すべきである。(Q 2.1.1)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための示唆

- ・ 自己決定学習能力の涵養など、生涯学習につながるカリキュラムを設定することが望まれる。

追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
・ 3年生の修業実習、4年生の外来型 CC 等で生涯学習につながるカリキュラムが編成されている。

2.2 科学的方法 [基本的水準]
<p>医学部は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カリキュラムを通して以下を教育しなくてはならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 分析的で批判的思考を含む、科学的手法の原理(B 2.2.1) ・ 医学研究の手法(B 2.2.2) ・ EBM(科学的根拠に基づく医学)(B 2.2.3)
2017 年度の評価：部分的適合
改善のための助言
・ 診療参加型臨床実習において、EBMを十分に活用すべきである。
追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
・ 診療参加型臨床実習において、EBM 教育をさらに充実すべきである。

2.3 基礎医学 [基本的水準]
<p>医学部は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学生物学に貢献するために、カリキュラムに以下を定め実践しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な科学的知見(B 2.3.1) ・ 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な概念と手法(B 2.3.2)
2017 年度の評価：適合
改善のための助言
・ 一部の講座のみならず、全体の講座でより臨床と統合した教育を展開すべきである。

追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
・ 医学教育モデル・コア・カリキュラムに則って基礎医学教育が実施されていることを確認した。

2.4 行動科学と社会医学、医療倫理学と医療法学 [基本的水準]
<p>医学部は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カリキュラムに以下を定め、実践しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動科学(B 2.4.1) ・ 社会医学(B 2.4.2) ・ 医療倫理学(B 2.4.3) ・ 医療法学(B 2.4.4)
2017 年度の評価：部分的適合
改善のための助言
・ 科目責任者を置き、体系だった行動科学および医療倫理学をカリキュラムに盛り込み、実践すべきである。
追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
・ 行動科学を定義し、シラバスに明示して、6年一貫教育の中で系統だった教育を実践すべきである。

2.4 行動科学と社会医学、医療倫理学と医療法学 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 行動科学、社会医学、医療倫理学、医療法学に関し以下に従ってカリキュラムを調整および修正すべきである。
 - 科学的、技術的そして臨床的進歩(Q 2.4.1)
 - 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること。(Q 2.4.2)
 - 人口動態や文化の変化(Q 2.4.3)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための示唆

- ・ 地域包括ケア、在宅医療等の学習を充実することが望まれる。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 地域包括ケア、在宅医療等の学習を充実することが望まれる。

2.5 臨床医学と技能 [基本的水準]

医学部は、

- 臨床医学について、学生が以下を確実に実践できるようにカリキュラムを定め実践しなければならない。
 - 卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な知識、臨床技能、医療専門職としての技能の修得(B 2.5.1)
 - 臨床現場において、計画的に患者と接する教育プログラムを教育期間中に十分持つこと。(B 2.5.2)
 - 健康増進と予防医学の体験(B 2.5.3)
- 重要な診療科で学習する時間を定めなくてはならない。(B 2.5.4)
- 患者安全に配慮した臨床実習を構築しなくてはならない。(B 2.5.5)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための助言

- ・ 診療参加型臨床実習を充実するために、実習前教育の各分野水平・垂直統合の推進と、ユニット制の臨床実習の工夫をすべきである。
- ・ 統合型教育の推進やTBLなどのアクティブラーニングを増やすべきである。
- ・ 重要な診療科を定義し、診療参加型臨床実習において十分な学習をする時間を設けるべきである。

追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
・ 8週単位でローテートするユニット型 CC を導入しているが、それぞれの配属診療科において診療参加型臨床実習をより充実すべきである。

2.5 臨床医学と技能 [質的向上のための水準]
<p>医学部は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床医学教育のカリキュラムを以下に従って調整、修正すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学、科学技術および臨床医学の進歩(Q 2.5.1) ・ 現在および、将来において社会や医療制度上必要となること。(Q 2.5.2) ・ 全ての学生が早期から患者と接触する機会を持ち、徐々に実際の患者診療への参画を深めていくべきである。(Q 2.5.3) ・ 教育プログラムの進行に合わせて、さまざまな臨床技能教育が行なわれるように教育計画を構築すべきである。(Q 2.5.4)
2017 年度の評価：部分的適合
改善のための示唆
・ 都市型大学としてさらなる高齢化に伴い将来より重要となってくる地域包括ケア、在宅医療等の学習を充実することが望まれる。
追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
・ 診療参加型臨床実習で計画的に地域包括ケア、在宅医療等の臨床体験を保障するカリキュラムを構築することが望まれる。

2.6 プログラムの構造、構成と教育期間 [基本的水準]
<p>医学部は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎医学、行動科学、社会医学および臨床医学を適切な関連と配分で構成し、教育範囲、教育内容、教育科目の実施順序を明示しなくてはならない。(B 2.6.1)
2017 年度の評価：部分的適合
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none"> 学生や各分野教員にとって、最終教育目標と進捗状況がわかりやすいように、教育目標と内容、評価の表示をすべきである。 アウトカム実現のために各分野の講義時間のバランスを再検討すべきである。 カリキュラムマップを作成し、教員と学生に周知すべきである。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 教育範囲、教育内容、教育科目の実施順序が「医学部医学科教育要項」に明示されていることを確認した。

2.6 プログラムの構造、構成と教育期間 [質的向上のための水準]
<p>医学部は、カリキュラムで以下のことを確実に実施すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連する科学・学問領域および課題の水平的統合(Q 2.6.1) 基礎医学、行動科学および社会医学と臨床医学の垂直的(連続的)統合(Q 2.6.2) 教育プログラムとして、中核となる必修科目だけでなく、選択科目も、必修科目との配分を考慮して設定すること。(Q 2.6.3) 補完医療との接点を持つこと。(Q 2.6.4)
2017 年度の評価：部分的適合
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> 基礎と臨床医学の水平・垂直統合がさらに進むようなカリキュラムの工夫、講義の時間割の統合化、各分野のバランスの再検討が望まれる。
追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 関連する科学・学問領域および課題の水平的統合、ならびに基礎医学、行動科学および社会医学と臨床医学の垂直的(連続的)統合をさらに推進することが望まれる。

2.7 プログラム管理 [基本的水準]

医学部は、

- 学長・医学部長など教育の責任者の下で、学修成果を達成するために、教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つカリキュラム委員会を設置しなければならない。(B 2.7.1)
- カリキュラム委員会の構成委員には、教員と学生の代表を含まなくてはならない。(B 2.7.2)

2017 年度の評価：適合

改善のための助言

- ・ カリキュラム委員会に低学年の学生も委員として加わり、カリキュラム立案と実施に加わるべきである。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つカリキュラム策定委員会の基礎部会および臨床部会に学生代表が正式に参加し、カリキュラム立案と実施に実質的に加わるべきである。

2.7 プログラム管理 [質的向上のための水準]

医学部は、

- カリキュラム委員会を中心にして、教育カリキュラムの改善を計画し、実施すべきである。(Q 2.7.1)
- カリキュラム委員会に教員と学生以外の教育の関係者の代表を含むべきである。(Q 2.7.2)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための示唆

- ・ 学生からの意見を述べやすい工夫を整え、その意見を反映させたカリキュラムにすることが望まれる。
- ・ カリキュラム委員会等の権限を明確化して、改革がよりスムーズに進むようにすることが望まれる。
- ・ カリキュラム委員会に教員と学生以外の教育の関係者の代表を含むことが望まれる。

追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
・ カリキュラム策定委員会に教員と学生以外の教育の関係者の代表を含むことが望まれる。

2.8 臨床実践と医療制度の連携 [基本的水準]
医学部は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒前教育と卒後の教育・臨床実践との間の連携を適切に行われなければならない。(B 2.8.1)
2017 年度の評価：部分的適合
改善のための助言
・ 卒後臨床研修と卒前教育のコンピテンシーの連携を充実すべきである。 ・ 卒前教育と卒後の教育・臨床実践との間の連携をより適切に行うべきである。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
・ 卒業時の学修成果と臨床研修の到達目標が関連づけられている。

2.8 臨床実践と医療制度の連携 [質的向上のための水準]
医学部は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ カリキュラム委員会を通じて以下のことを確実にこなうべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業生が将来働く環境からの情報を得て、教育プログラムを適切に改良すること。(Q 2.8.1) ・ 教育プログラムの改良には、地域や社会の意見を取り入れること。(Q 2.8.2)
2017 年度の評価：部分的適合
改善のための示唆
・ 卒後臨床実習先の関連機関等からの卒前教育に関する意見をより取り入れることが望まれる。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 学修成果に関する臨床研修先施設のアンケート結果などを解析し、教育プログラムの改善に活用することが望まれる。

3. 学生の評価

3.1 評価方法 [基本的水準]

医学部は、

- 学生の評価について、原理、方法および実施を定め開示しなくてはならない。開示すべき内容には、合格基準、進級基準、および追再試の回数が含まれる。(B 3.1.1)
- 知識、技能および態度を含む評価を確実に実施しなくてはならない。(B 3.1.2)
- 様々な評価方法と形式を、それぞれの評価有用性に合わせて活用しなくてはならない。(B 3.1.3)
- 評価方法および結果に利益相反が生じないようにしなくてはならない。(B 3.1.4)
- 評価が外部の専門家によって精密に吟味されなくてはならない。(B 3.1.5)
- 評価結果に対して疑義申し立て制度を用いなければならない。(B 3.1.6)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための助言

- ・ 評価の原理を明確にし、コンピテンス（卒業時アウトカム）を達成するために、コンピテンシーを設定し開示すべきである。
- ・ 入学時から卒業までのコンピテンシー達成度を確実に評価するためのマイルストーンを設定し、ロードマップに沿って、統一された評価基準で、知識・技能・態度を含む評価を確実に実施すべきである。
- ・ PCC-OSCE を整備し、卒業時アウトカム達成度評価の基準の一つとすべきである。
- ・ 評価には評価有用性に合わせて、客観性や妥当性が担保された様々な方法を用いるべきである。
- ・ 評価方法および結果に利益相反が生じないような規約を定めるべきである。
- ・ 評価は外部の専門家によって精密に吟味されるべきである。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 評価後の改善状況として、コンピテンスを再検討したことを確認した。
- ・ 筆記試験と CBT とで「医学的知識と問題対応能力」を評価しているが、問題対応能力の測定方法や測定の妥当性の検証方法を明示し、さらに学年進行に伴って問題対応能力が着実に向上しているかどうかを示すべきである。
- ・ 6年一貫教育の中で、臨床技能だけではない技能および態度が学年進行に沿って測定され、記録され、学生一人ひとりの成長を担保する評価とすべきである。
- ・ 2019年度から PCC-OSCE が改善されていることを確認した。
- ・ 評価方法および結果に利益相反が生じないような規約を定めるべきである。
- ・ 評価は学内外を問わず外部の専門家によって精密に吟味されるべきである。

3.1 評価方法 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 評価方法の信頼性と妥当性を検証し、明示すべきである。(Q 3.1.1)
- 必要に合わせて新しい評価法を導入すべきである。(Q 3.1.2)
- 外部評価者の活用を進めるべきである。(Q 3.1.3)

2017 年度の評価：不適合

改善のための示唆

- ・ 評価の信頼性や妥当性を検証する仕組みを構築することが望まれる。
- ・ ルーブリックや mini-CEX などのパフォーマンス評価を含む、さまざまな方略や評価法を用いて学生を多方面から評価することが期待される。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 学内で行われている総括的評価のすべてにおいて、それぞれの評価方法の信頼性と妥当性の検討を行うことが望まれる。
- ・ 評価後の改善状況において mini-CEX は 2021 年度以降に実施予定となっている。
- ・ パフォーマンス評価としてユニット型 CC の各ユニット修了時にユニット型 OSCE を実施して技能・態度の評価を行う試みが始まっている。

3.2 評価と学習との関連 [基本的水準]

医学部は、

- 評価の原理、方法を用いて以下を実現する評価を実践しなくてはならない。
 - 目標とする学修成果と教育方法に整合した評価である。(B 3.2.1)
 - 目標とする学修成果を学生が達成していることを保証する評価である。(B 3.2.2)
 - 学生の学習を促進する評価である。(B 3.2.3)
 - 形成的評価と総括的評価の適切な比重により、学生の学習と教育進捗の判定の指針となる評価である。(B 3.2.4)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための助言

- ・ 目標とする学修成果（コンピテンスとコンピテンシー）を策定し、それに沿った教育方法を整備し、学修成果や教育方法に整合した評価を行うべきである。
- ・ 目標とする学修成果を学生が達成していることを検証する仕組みを構築するべきである。
- ・ 学生の学習を促進するため、具体的で客観的な基準に則った試験やレポート課題などを課し、得点やレポート評価結果を開示し、フィードバックを行うべきである。
- ・ 総括的評価のみならず、形成的評価をバランスよく配置し、学生の学習を促進する仕組みを構築すべきである。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 3.1 評価方法 [基本的水準] で、コンピテンスを再検討したことを確認した。定めた「学修成果」（コンピテンス）は6年一貫医学教育の中で評価が行われるべきである。
- ・ 学生の学習を促進するために、ルーブリックを用いたレポート評価の結果やユニット型 OSCE の結果を学生にフィードバックすることを始めている。
- ・ 形成的評価のフィードバックが学生にとって意義のあるものとなるようにさらなる工夫を検討すべきである。

3.2 評価と学習との関連 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 基本的知識の修得と統合的学習を促進するために、カリキュラム(教育)単位ごとに試験の回数と方法(特性)を適切に定めるべきである。(Q 3.2.1)
- 学生に対して、評価結果に基づいた時機を得た、具体的、建設的、そして公正なフィードバックを行なうべきである。(Q 3.2.2)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための示唆

- ・ カリキュラム(教育)単位(方略)ごとに試験の回数と方法(特性)の妥当性を検証する仕組みを構築することが望まれる。
- ・ 評価結果を開示し、結果に基づき、時機を得た具体的、建設的、そして公正なフィードバックを行うことが望まれる。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ カリキュラム(教育)単位(方略)ごとに試験の回数と方法(特性)の妥当性を検証する仕組みを構築することが望まれる。
- ・ 大阪市立大学生向け総合サイト(OCU UNIPA)での試験結果の開示とチューターからのフィードバックを開始した。
- ・ 時機を得た具体的、建設的、そして公正なフィードバックを確実に行っていくことが望まれる。

4. 学生

4.3 学生のカウンセリングと支援 [基本的水準]

医学部および大学は、

- 学生を対象とした学習上の問題に対するカウンセリング制度を設けなければならない。(B 4.3.1)
- 社会的、経済的、および個人的事情に対応して学生を支援するプログラムを提供しなければならない。(B 4.3.2)
- 学生の支援に必要な資源を配分しなければならない。(B 4.3.3)
- カウンセリングと支援に関する守秘を保障しなければならない。(B 4.3.4)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための助言

- ・ チューター制度を実質化すべきである。チューターの多くがメンターとしての役割を担っておらず、教員のメンター教育を行い、メンターとしての任務の徹底、そして学生への支援を進めるべきである。
- ・ 学生の社会的・経済的および個人的事情を支援するプログラムはあるが、阿倍野地区での学生支援体制のさらなる整備とその周知を進めるべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 2019年2月に新チューター制度を制定し改善を図っている。また、メンター教育についてのFDも行い、学生の学習上の支援を改善している。
- ・ 阿倍野地区（医学部キャンパス）においても社会的・経済的および個人的事情に対応して学生を支援するプログラムの改善が図られている。

4.3 学生のカウンセリングと支援 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 学生の教育進度に基づいて学習上のカウンセリングを提供すべきである。(Q 4.3.1)
- 学習上のカウンセリングを提供するには、キャリアガイダンスとプランニングも含めるべきである。(Q 4.3.2)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための示唆

- ・ チューター制度が十分に機能しておらず、チューター制度の整備を急ぐことが望まれる。
- ・ 教育進度に応じた学習上のカウンセリング、キャリアパス、プランニングが十分に行われるよう全チューターに周知し、実行させることが望まれる。
- ・ 女子学生へのキャリアプランニングの支援を十分に行うことが望まれる。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 学生のカウンセリングと支援の改善が図られていることを確認した。
- ・ 女子学生へのキャリアプランニングの支援に関して大阪市女性医師ネットワーク事務局との連携を開始したことを確認した。
- ・ キャリアプランニングは新チューター制度でも十分な取組は行われておらず、どのような学生支援が必要か、さらなる検討が望まれる。

4.4 学生の参加 [基本的水準]

医学部は、学生が下記の事項を審議する委員会に学生の代表として参加し、適切に議論に加わることを規定し、履行しなければならない。

- 使命の策定(B 4.4.1)
- 教育プログラムの策定(B 4.4.2)
- 教育プログラムの管理(B 4.4.3)
- 教育プログラムの評価(B 4.4.4)
- その他、学生に関する諸事項(B 4.4.5)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための助言

- ・ 教務委員会、カリキュラム委員会、そして新たに組織される教育点検評価委員会を含む教育プログラムの策定、管理、評価の仕組みを早急に確立し、その中での学生の役割について明確にすべきである。そして、真の意味での教育プログラム管理への学生の参画を促進すべきである。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 評価後の改善状況として、学生がカリキュラム策定委員会、教育点検評価委員会に参加していることは確認できたが、使命の策定、教育プログラムの管理、その他、学生に関する諸事項に関する委員会へも学生が参加すべきである。

5. 教員

5.1 募集と選抜方針 [基本的水準]

医学部は、

- 教員の募集と選抜方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - 医学と医学以外の教員間のバランス、常勤および非常勤の教員間のバランス、教員と一般職員間のバランスを含め、適切にカリキュラムを実施するために求められる基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員のタイプ、責任、バランスを概説しなければならない。(B 5.1.1)
 - 教育、研究、診療の役割のバランスを含め、学術的、教育的、および臨床的な業績の判定水準を明示しなければならない。(B 5.1.2)
 - 基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任を明示し、その活動をモニタしなければならない。(B 5.1.3)

2017 年度の評価：適合

改善のための助言

- ・ 教員の採用と昇任に際し、教育業績を十分に考慮すべきである。
- ・ 基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任について明示すべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 「教員の採用と昇任に際し、教育業績を十分に考慮すべきである。」については、5.2 教員の活動と能力開発 [基本的水準] の 2017 年度に受審した際の自己点検評価報告書に記載があった。
- ・ 「基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任について明示すべきである。」については、教員の募集と選抜方針（ポリシー）での記載を検討すべきである。

5.2 教員の活動と能力開発 [基本的水準]

医学部は、

- 教員の活動と能力開発に関する方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - 教育、研究、臨床の職務間のバランスを考慮する。(B 5.2.1)
 - 教育、研究、診療の活動についての学術的業績の認識を行う。(B 5.2.2)
 - 臨床と研究の活動が教育活動に活用されている。(B 5.2.3)
 - 個々の教員はカリキュラム全体を十分に理解しなければならない。(B 5.2.4)
 - 教員の研修、能力開発、支援、評価が含まれている。(B 5.2.5)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための助言

- ・ 教員がカリキュラムの全体像を理解して教育に参画すべきである。
- ・ FDへの参加状況と理解度を向上させ、教員の能力開発の活動を充実すべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 評価後の改善状況として、2018年から新任教員・昇格教員全員にFD-WSを受講させていること、FD講演会のテーマに基礎医学・臨床医学連携を選んだり、FDへの学生参加を促したりしていることを確認した。
- ・ FDの出席参加率を高くすべきである。

5.2 教員の活動と能力開発 [質的向上のための水準]

医学部は、

- カリキュラムのそれぞれの構成に関連して教員と学生の比率を考慮すべきである。(Q 5.2.1)
- 教員の昇進の方針を策定して履行すべきである。(Q 5.2.2)

2017 年度の評価：適合

改善のための示唆

- ・ カリキュラムの変更に伴い、必要な教員の数、配置について検討を継続していくことが望まれる。

追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none">・ カリキュラムの変更に伴い、必要な教員の数、配置について検討を継続していることを確認した。

6. 教育資源

6.1 施設・設備 [基本的水準]

医学部は、

- 教職員と学生のための設備資産を十分に整備して、カリキュラムが適切に実施されることを保障しなければならない。(B 6.1.1)
- 教職員、学生、患者とその家族にとって安全な学習環境を確保しなければならない。(B 6.1.2)

2017 年度の評価：適合

改善のための助言

- ・ 学生の自己学習を促進するために自習室を整備すべきである。
- ・ 診療参加型臨床実習に参加している学生は医療安全管理研修会、院内感染対策講習会へ参加させるべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 評価後の改善状況として、グループ学習室に個別ブースを追加し、パソコンルームに個別学習室を設置した。
- ・ 2019 年度から学生が医療安全、感染対策講習会へ参加していることを確認した。

6.2 臨床トレーニングの資源 [基本的水準]

医学部は、

- 学生が適切な臨床経験を積めるように以下の必要な資源を十分に確保しなければならない。
 - 患者数と疾患分類(B 6.2.1)
 - 臨床トレーニング施設(B 6.2.2)
 - 学生の臨床実習の指導者(B 6.2.3)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための助言

- 学生が経験した患者数と疾患分類について教育を統括する部署が確実に把握すべきである。
- common disease、在宅医療、地域包括ケアなどの地域医療に関する実習を診療参加型臨床実習として学生に経験させるべきである。
- 診療参加型臨床実習における学生の指導に臨床研修指導医もしくはそれに準じる能力を有する医師が十分に関与すべきである。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- 教育病院の患者数と疾患分類を把握し、教育資源としての適性度を把握すべきである。
- 在宅医療、地域包括ケアなどの地域医療に関する診療参加型臨床実習をさらに充実すべきである。

6.3 情報通信技術 [基本的水準]

医学部は、

- 適切な情報通信技術を有効かつ倫理面に配慮して活用し、それを評価する方針を策定して履行しなければならない。(B 6.3.1)
- インターネット或いはその他の電子的媒体へのアクセスを確保しなければならない。(B 6.3.2)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための助言

- 情報通信技術を有効に活用しているが、それを評価する方針を定めるべきである。
- 医学科において学生が利用できる無線LANが限られているので、拡充すべきである。

追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術を有効かつ倫理面に配慮して活用するポリシーがあることを確認した。 ・ 学内の通信環境が改善されていることを確認した。

6.3 情報通信技術 [質的向上のための水準]
<p>医学部は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員や学生が以下の目的で新しい情報通信技術を活用できるようにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己学習(Q 6.3.1) ・ 情報へのアクセス(Q 6.3.2) ・ 患者管理(Q 6.3.3) ・ 保険医療システムでの業務(Q 6.3.4) ・ 担当患者のデータと医療情報システムへの学生のアクセスを最適化すべきである。(Q 6.3.5)
2017 年度の評価：部分的適合
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> ・ Moodleを活用した自己学習ツールを多くの授業で導入することが望まれる。 ・ 診療参加型臨床実習に参加している学生が電子カルテシステム上に作成した医療記録を、指導医が承認した上で正規の医療記録として扱うことが望まれる。
追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価後の改善状況としてフリーウェアの LMS を使用した自己学習システムの使用を拡大しているが、まだ一部に留まり、e-learning システムの全学的な活用には至っていない。 ・ 診療用の電子カルテの学生利用を整備することが望まれる。

6.5 教育専門家 [基本的水準]

医学部は、

- 必要な時に教育専門家へアクセスできなければならない。(B 6.5.1)
- 以下の事項について、教育専門家の利用についての方針を策定し、履行しなければならない。
 - カリキュラム開発(B 6.5.2)
 - 指導および評価方法の開発(B 6.5.3)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための助言

- ・ 必要な時に教育専門家へ自由にアクセスできるよう、システムを構築すべきである。
- ・ カリキュラム開発や指導・評価方法の開発に関して教育専門家を利用する方針を策定し、明文化すべきである。

追加審査の評価：適合

追加審査におけるコメント

- ・ 総合医学教育学のスタッフが学内教育専門家としてカリキュラム再編、基礎・臨床教育改善に関わっていることを確認した。

6.5 教育専門家 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 教職員の教育能力向上において学内外の教育専門家が実際に活用されていることを示すべきである(Q 6.5.1)
- 教育専門家の教育評価や医学教育分野の研究における最新の知見に注意を払うべきである。(Q 6.5.2)
- 教職員は教育的な研究を遂行すべきである(Q 6.5.3)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための示唆

- ・ 教職員の教育能力向上において学内外の教育専門家を実際に活用することが望まれる。

追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none">・ 評価後の改善状況として、教育点検評価委員会が 2018 年から毎年 1 回開催され、その際に外部の教育専門家が参加して評価が行われていることを確認した。

7. プログラム評価

7.1 プログラムのモニタと評価 [基本的水準]

医学部は、

- カリキュラムの教育課程と学修成果を定期的にモニタするプログラムを設けなければならない。(B 7.1.1)
- 以下の事項についてプログラムを評価する仕組みを確立し、実施しなければならない。
 - カリキュラムとその主な構成要素(B 7.1.2)
 - 学生の進歩(B 7.1.3)
 - 課題の特定と対応(B 7.1.4)
- 評価の結果をカリキュラムに確実に反映しなければならない。(B 7.1.5)

2017 年度の評価：不適合

改善のための助言

- ・ 実施されている教育プログラムの課題を明らかにするためのデータ定義を明確にすべきである。
- ・ 教育プログラムに関するデータを統括的、継続的に収集する仕組みを構築すべきである。
- ・ 収集されたデータを分析し、それを基にしたプログラム評価とフィードバックの体制を整えるべきである。
- ・ プログラム評価にあたり、各委員会・部署の役割を明確にすべきである。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 大阪市立大学医学部 IR 室規程ならびに同 IR 運営委員会規程が整備され、IR 室が設置されて稼働している。
- ・ 教育プログラムでの学修成果データの収集・分析を常時行いモニタするプログラムを設け、評価の結果をカリキュラムに確実に反映すべきである。

7.1 プログラムのモニタと評価 [質的向上のための水準]

医学部は、

- 以下の事項について定期的に、プログラムを包括的に評価するべきである。
 - 教育活動とそれが置かれた状況(Q 7.1.1)
 - カリキュラムの特定の構成要素(Q 7.1.2)
 - 長期間で獲得される学修成果(Q 7.1.3)
 - 社会的責任(Q 7.1.4)

2017 年度の評価：不適合

改善のための示唆

- ・ 教育プログラムを俯瞰して包括的に評価するために、データを基に課題を抽出する仕組みを構築することが望まれる。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 医学部 IR 室が設置され各種のアンケート調査が行われているが、教育活動とそれが置かれた状況、カリキュラムの特定の構成要素、長期間で獲得される学修成果、社会的責任を含む、包括的な教育評価を行うことが望まれる。

7.2 教員と学生からのフィードバック [基本的水準]

医学部は、

- 教員と学生からのフィードバックを系統的に求め、分析し、対応しなければならない。(B 7.2.1)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための助言

- ・ 教員と学生からのフィードバックを系統的に収集して分析し、改善に資するべきである。
- ・ アンケート実施を教員個人の努力に委ねるのではなく、組織として実施すべきである。
- ・ アンケートの実施目的を明らかにし、それに対応した内容の調査を系統的に実施すべきである。

追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学部 IR 室がアンケート調査等を行い、データ収集を開始しているが、そのデータをカリキュラム改善に活用すべきである。

7.2 教員と学生からのフィードバック [質的向上のための水準]
医学部は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ フィードバックの結果を利用して、プログラムを開発すべきである。(Q 7.2.1)
2017 年度の評価：不適合
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生や教員からのフィードバックを意味のある情報に変換し、プログラム改善のために用いることが望まれる。
追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学部 IR 室がアンケート調査等を行い、データ収集を開始している。このデータを活用し、確実に教育プログラム改善を行うことが望まれる。

7.3 学生と卒業生の実績 [基本的水準]
医学部は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使命と期待される学修成果(B 7.3.1) ・ カリキュラム(B 7.3.2) ・ 資源の提供(B 7.3.3)
2017 年度の評価：不適合
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使命に鑑みて、大阪市立大学医学部は学修成果として何を測定すべきかの議論をし、学生と卒業生を対象として、関連するデータを収集して分析すべきである。 ・ アンケートやヒアリングによって卒業生の実績を調査して分析すべきである。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ 学生と卒業生を含めて大学の使命目的に基づく学修成果、カリキュラム、教育資源のフィードバックの収集を開始していることを確認した。今後結果を分析し教育改善につなげるべきである。

7.3 学生と卒業生の実績 [質的向上のための水準]

医学部は、

- ・ 以下の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析すべきである。
 - ・ 背景と状況(Q 7.3.1)
 - ・ 入学時成績(Q 7.3.2)
- ・ 学生の実績の分析を使用し、以下の項目について責任がある委員会へフィードバックを提供すべきである。
 - ・ 学生の選抜(Q 7.3.3)
 - ・ カリキュラム立案(Q 7.3.4)
 - ・ 学生カウンセリング(Q 7.3.5)

2017 年度の評価：部分的適合

改善のための示唆

- ・ 学生の実績について課題への対応を協議する責任がある委員会を明確にし、分析を実施する委員会とともにその役割を果たすことが望まれる。

追加審査の評価：部分的適合

追加審査におけるコメント

- ・ アンケートによるフィードバックが開始されているが、その分析結果を学生の選抜、カリキュラム立案、学生カウンセリングにおける教育改善の実践に活かすことが望まれる。

7.4 教育の関係者の関与 [基本的水準]
<p>医学部は、</p> <ul style="list-style-type: none"> プログラムのモニタと評価に主な教育の関係者を含まなければならない。(B 7.4.1)
2017 年度の評価：部分的適合
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none"> プログラムのモニタと評価のためのデータ収集、分析、報告、対応を実施する責任部署を明確にして、各部署がその役割を果たすべきである。 教育点検評価委員会の活動を実質化するべきである。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 教育点検評価委員会とカリキュラム評価委員会に学生が参加していることを確認した。

7.4 教育の関係者の関与 [質的向上のための水準]
<p>医学部は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の関連する教育の関係者に、 <ul style="list-style-type: none"> 課程およびプログラムの評価の結果を閲覧することを許すべきである。(Q 7.4.1) 卒業生の実績に対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.2) カリキュラムに対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.3)
2017 年度の評価：部分的適合
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> アンケートなどプログラム評価に関する情報を公開することが望まれる。 他の関連する教育の関係者に、卒業生の実績やカリキュラムに対するフィードバックを求めることが望まれる。
追加審査の評価：部分的適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 教育改善のために広い範囲の教育の関係者からのフィードバックを得ること、そのための情報を提供することが望まれる。

8. 統轄および管理運営

8.1 統轄 [質的向上のための水準]
医学部は、 <ul style="list-style-type: none">• 統轄する組織として、委員会組織を設置し、下記の意見を反映させるべきである。<ul style="list-style-type: none">• 主な教育の関係者(Q 8.1.1)• その他の教育の関係者(Q 8.1.2)• 統轄業務とその決定事項の透明性を確保するべきである。(Q 8.1.3)
2017 年度の評価：部分的適合
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none">・ カリキュラムの策定とカリキュラムを評価する組織が独立することが望まれる。・ 主な教育者、そのほかの教育の関係者の意見を反映させる教育プログラム管理システムを早急に構築することが望まれる。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none">・ 評価後の改善状況として、カリキュラム策定委員会と、それから独立したカリキュラム評価委員会を設置した。主な教育の関係者、その他の教育の関係者の意見を反映させる仕組みとして外部委員を含む独立した教育点検評価委員会を設置した。教育点検評価委員会は 2018 年から毎年 1 回開催され、広い範囲の関係者からの教育評価を受けていることを確認した。
8.4 事務と運営 [基本的水準]
医学部は、 <ul style="list-style-type: none">• 以下を行うのに適した事務組織および専門組織を設置しなければならない。<ul style="list-style-type: none">• 教育プログラムと関連の活動を支援する。(B 8.4.1)• 適切な運営と資源の配分を確実に実施する。(B 8.4.2)
2017 年度の評価：適合
改善のための助言
<ul style="list-style-type: none">・ 学務担当職員の適正な人数を見直すべきである。

追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 学修成果の評価に基づく教育改善を継続的に行うためには、職員の教学支援、事務能力の向上、教職協働が重要であり、現在の改善を継続すべきである。

8.4 事務と運営 [質的向上のための水準]
<p>医学部は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための制度を作成し、履行すべきである。(Q 8.4.1)
2017 年度の評価：部分的適合
改善のための示唆
<ul style="list-style-type: none"> 管理運営の質保証のための制度を構築することが望まれる。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
<ul style="list-style-type: none"> 医学教育の質向上のための制度および組織の改編が行われ、定期的な点検評価が行われていることを確認した。

9. 継続的改良

[基本的水準]
医学部は、活力を持ち社会的責任を果たす機関として <ul style="list-style-type: none">• 教育(プログラム)の過程、構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価ならびに学習環境を定期的に自己点検し改善しなくてはならない。(B 9.0.1)• 明らかになった課題を修正しなくてはならない。(B 9.0.2)• 継続的改良のための資源を配分しなくてはならない。(B 9.0.3)
2017 年度の評価：適合
改善のための助言
・ さらなる継続的改良に取り組むためには、教学IR機能を充実し、プログラム評価を行い、PDCAサイクルを確実に機能させるべきである。
追加審査の評価：適合
追加審査におけるコメント
・ 2018年に設置された医学部 IR 室、再編された教育プログラムに関わる委員会（教育点検評価委員会、カリキュラム策定委員会、カリキュラム評価委員会、教務委員会）を中心に、PDCA サイクルを確実に機能させて教育の点検、継続的改良をさらに図るべきである。